

通所リハビリテーション重要事項等

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 03(3424)8093

受付時間 月～金曜日 午前8:30～午後5:00

土曜日 午前8:30～午後0:30

但し、祝祭日、12月29日から1月4日及び6月第2土曜日を除く

担 当 通所リハビリテーション科長 中島 直美

* 何かご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

2. 当事業所の概要

(1) 職員の職種、員数及び職務内容

① 管理者

医師 1名(常勤): 職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従事者

医師 1名(常勤): 利用者の体調管理及びサービスの把握

理学療法士 5名(常勤): リハビリテーション

看護師 2名(常勤1名 非常勤1名): 利用者の体調管理

介護職員 7名(常勤5名 非常勤2名): 動作介助

リハビリテーションの補助・作業療法及びレクリエーションの実施

(2) 営業日及び営業時間

① 営業日 月曜日から土曜日

但し、祝祭日、12月29日から1月4日及び6月第2土曜日を除く

② 営業時間 午前8時30分から午後5時

③ サービス提供時間帯 月曜日～金曜日: 午前8時45分から午後4時30分

土曜日 : 午前8時45分から午後0時30分

(3) サービス内容

① 指定通所リハビリテーション

(個別リハビリテーション・口腔機能向上サービス・栄養改善サービス)

② 指定介護予防通所リハビリテーション

(運動器機能向上サービス・口腔機能向上サービス・栄養改善サービス)

③ 送迎サービス

(4) サービス提供地域

世田谷区	上馬・駒沢・桜新町・三軒茶屋・下馬・新町・世田谷・太子堂・弦巻 野沢・深沢・若林
目黒区	柿の木坂・東が丘・八雲

3. 料金(介護保険適用時、利用者負担は収入により1割から3割)

(1単位11.10円)

(1) 指定通所リハビリテーション

① 通所リハビリテーション利用料(基本)

	1時間以上2時間未満	2時間以上3時間未満	3時間以上4時間未満
要介護1	369単位	383単位	486単位
要介護2	398単位	439単位	565単位
要介護3	429単位	498単位	643単位
要介護4	458単位	555単位	743単位
要介護5	491単位	612単位	842単位

② 加算

- * 理学療法士等体制強化加算 30単位/日
- * リハビリテーションマネジメント加算 □
 - イ 1ヶ月～6ヶ月 593単位/月
 - イ 6ヶ月超え 273単位/月
- * 医師による説明 270単位/月
- * 短期集中個別リハビリテーション実施加算 110単位/日
- * 栄養改善加算 月1回200単位/回
- * 口腔機能向上加算(I) (月2回程度) 150単位/回
- * サービス提供体制強化加算(I) 1回につき22単位/回
- * リハビリテーション提供体制加算(3時間以上4時間未満の利用) 12単位/回
- * 移行支援加算 1日につき12単位/回
- * 科学的介護推進体制加算 40単位/月
- * 認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I) 1日につき 240単位/回
(II) 1月につき1,920単位/回

(2) 指定介護予防通所リハビリテーション

① 通所リハビリテーション費(1月につき)

要支援1	2,268単位
要支援2	4,228単位

② 加算

- * 栄養改善加算 200単位/月
- * 口腔機能向上加算 150単位/月
- * サービス提供体制強化加算(I)
 - 要支援1 88単位/月
 - 要支援2 176単位/月
- * 科学的介護推進体制加算 40単位/月

(3) 自己負担分(介護保険適用外・消費税含む)

① お茶代 : 1日あたり 110円

② 尿漏れパット等 : 1回200円(処理代を含む)

③ 交通費: サービス提供地域以外 往復550円(提供地域境界線より500m以内)
1,100円(提供地域境界線より500m以上)

(4) 介護保険の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の場合の料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、区の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(5) 支払い方法

原則として、口座振替をお願いしております。ご指定の口座からのお引落しは20日です。サービス提供月の請求は、翌月15日までには郵送いたしますので、金額をご確認の上、ご指定の口座にご準備ください。お引落しが確認できましたら、領収証を発行いたします。

4. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

主治医による指定通所リハビリテーションの指示を受けてください。指定通所リハビリテーション個別援助計画作成及び契約後、サービスの提供を開始いたします。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) 送迎について

- ① 送迎を希望される方は事業所の送迎車にて送迎いたします。予めお知らせした送迎地点・予定時間に伺います。予定時間を過ぎますと送迎車は出発することがありますので、ご了承ください。
- ② 交通渋滞等による送迎時間の変更は、車中等よりご連絡いたします。

(3) サービスの中止

- ① 病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果、利用不適切の場合はサービスを中止することがあります。その場合、家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ 利用中に、利用継続が困難な場合、サービスを中止することがあります。その場合、家族に連絡の上、適切に対応いたします。また必要に応じて速やかに主治医に連絡をとる等措置を講じます。

(4) サービスの終了

- ① 利用者の都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1ヶ月前までに文書でお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただくことがあります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - 利用者が死亡した場合

④ その他

- 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者およびその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- 利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- 利用者が入院もしくは病気等により、2ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、または利用者や家族などが当事業所や当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

5. 非常災害対策

指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは、非常災害に備えるため、一般財団法人平和協会駒沢診療所の防災計画にのっとり、避難訓練等を次のように行います。

- (1) 防火管理者には一般財団法人平和協会業務課長を当て、防火担当責任者には事業所理学療法士を当てます。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行います。
- (3) 非常災害用設備は常に有効に保持するように努めます。
- (4) 災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会います。
- (5) 火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたるものとします。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防災訓練を実施する。防火担当責任者、従業員に対して防災教育を実施します。(防災訓練 年2回)
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制を取ります。

6. 事故発生時の対応

- (1) 利用者の安全の確保を最優先とし、救護等畏友可能な措置を講じます。
- (2) 関係各所(消防・警察・家族・事業所等)への連絡を取ります。

7. 虐待防止のための措置

虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための指針の整備
- (2) 虐待防止検討委員会を設置、委員長を虐待防止措置の担当者として配置
- (3) 虐待防止のための研修を設置

8. 身体拘束等の原則禁止

利用者又はほかの利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

9. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して通所リハビリテーションの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

10. 感染症の予防及び蔓延防止のための措置

感染症の発生及び蔓延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染症及び蔓延防止のための指針の整備
- (2) 感染対策委員会を設置、委員長を感染対策措置の担当者として配置
- (3) 感染症及び蔓延防止のための研修及び訓練を実施

11. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 事業所ご利用者相談・苦情窓口

担当者 中島 直美

電話 03(3424)8093

(2) その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

・世田谷区役所 保健福祉課 03(5432)1111

・目黒区保健福祉サービス 03(5722)9842

・東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口

03(6238)0177